

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神269号	
事故等種類	運航不能（燃料不足）	
発生日時	平成21年8月24日（月） 16時20分ごろ	
発生場所	滋賀県彦根市新海町の愛知川河口岸から琵琶湖沖400m付近 （概位 北緯35°13.0′ 東経136°06.5′）	
事故等調査の経過	平成21年9月1日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	ヨット むつごろうⅢ、5トン未満（長さ4.20m）	
船舶番号、船舶所有者等	235-9012滋賀、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、船長ほか同乗者1人が乗船し、琵琶湖で遊走中、平成21年8月24日16時20分ごろ、燃料油タンクが空となり、推進機関への燃料油の供給が途絶えたことから、機関が停止して運転不能となった。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 5、視界 良好 海象：うねり あり	
その他の事項	14時ごろから強風注意報が発令されていた。 事故直後、船長が、搭載していた予備の燃料油を補給したものの、燃料油系統に混入した空気の排除方法が分からずに漂流し、本船は、風に圧流されて湖岸に漂着した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は琵琶湖で遊走中、強風下で運航を続け、燃料油の消費が予想外に増加し、燃料油タンクが空となって推進機関への燃料油の供給が途絶え、機関の運転が出来なくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が琵琶湖で遊走中、燃料油タンクが空になったため、燃料油の供給が途絶え機関の運転が出来なくなったことにより発生したものと考えられる。	